

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 鹿児島県民向け支援情報（令和5年6月1日時点）



無給や減給などによる生活への不安、納税や保険納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。様々な制度をご用意しておりますのでご利用ください。

1 給付金等

- ・労災保険
- ・住居確保給付金

2 減免等

- ・税の申告や納付の期限延長
- ・保険料の免除

3 県営住宅

- ・家賃の減免
- ・離職者等に対する
県営住宅の一時提供

4 人権相談 消費者トラブル

- ・相談窓口の設置



県HP「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

鹿児島県 コロナ 🔍



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている鹿児島県民向け支援情報（令和5年6月1日現在）

1 給付金等

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
業務や通勤で発症したとき	労災保険の休業（補償）給付	<p>平均賃金の 80%補償</p> <p>業務または通勤に起因して新型コロナウイルス感染症を発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。</p> <p>http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodorodo/rodosodan/covid19-rousai.html</p>	各労働基準監督署
収入減で家賃が払えないとき	住居確保給付金	<p>休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。</p> <p>【対象】 離職・廃業から2年以内または給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人</p> <p>http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/kenko-fukushi/svogai-syakai/seikatsukonkyu/torikumi.html</p>	福祉事務所設置市町村の自立相談支援機関、県福祉事務所または住居確保給付金相談コールセンター ☎ 0120-23-5572

2 減免等

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
申告・納付や納税が期限までにできないとき	申告・納付の期限延長(国・県・市町村) 納税の猶予(国・県・市町村)	<p>国税・県税・市町村税の申告・納付期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/annai/r02yuuyou.html</p>	国税：各税務署 県税：各地域振興局・支庁の県税担当課 市町村税：各市町村の税務担当課
国民年金保険料の納付が困難なとき	保険料の免除・納付の猶予	<p>失業や収入減少などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例免除申請の受付手続きは、令和4年度分（免除・納付猶予は令和4年7月分から令和5年6月分、学生納付特例は令和4年4月分から令和5年3月分）の申請まで可能です。</p> <p>https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/nenkin/kurashi/hoken/nenkin/kokumin/hokenryo/shinse.html</p>	ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 各年金事務所 各市町村

3 県営住宅

状 況 別	名 称	制度等の概要	連絡先・窓口
<p>入居者の収入が著しく低下し、家賃を支払えないとき</p>	<p>県営住宅家賃の減免</p>	<p>最大 2分の1 減額</p> <p>収入が著しく低下した入居者は、県営住宅の家賃が減免できる場合があります。</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ah14/kenei-covid-genmen.html</p>	<p>各地域の県営住宅を管轄する担当事務所</p>
<p>解雇等により、現住居から退去を余儀なくされるとき (大学生等を含む)</p>	<p>離職者等に対する県営住宅の一時提供</p>	<p>解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方に、県営住宅を一時的な居住の場として提供します。(原則3か月で1年まで更新可、収入に応じた家賃をいただきます。)</p> <p>※対象となる大学生等：県内に所在している大学等(短期大学及び専門学校等を含む。)に在学し、アルバイト先からの解雇等に伴う収入減少により、現に居住している住居から退去を余儀なくされるもの。</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ah14/kenei-ichijinukyo.html</p>	<p>各地域の県営住宅を管轄する担当事務所</p>

4 人権相談・消費者トラブル

状況別	名称	制度等の概要	連絡先・窓口
DVや夫婦・家族関係、子育てなどに関する悩みや不安を相談したいとき	1 県女性相談センター 2 県男女共同参画センター (かごしま県民交流センター) 3 DV相談+ (内閣府) 4 DV相談ナビ (内閣府)	1・2 専門の相談員が電話による相談を受け付けています。 県女性相談センター 月～水・金曜日 8:30～17:00 木曜日 8:30～20:00 日曜日 9:00～15:00 県男女共同参画センター 水～日曜日・祝日 9:00～17:00 火曜日(月曜日が祝日の場合は水曜日) 9:00～20:00 3 配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員が相談を受け付けています。 電話・メール: 24時間受付 チャット: 12:00～22:00 4 最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。	1 電話相談: 099-222-1467 2 電話相談: 099-221-6630 3 電話相談: 0120-279-889 メール・チャット相談はDV相談 + ホームページから (soudanplus.jp) 4 電話相談: #8008
性犯罪・性暴力被害を受けて相談したいとき	1 性犯罪被害相談電話 2 性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称:「FLOWER」)	1 県警察の性犯罪被害相談電話で相談に対応します。 電話: 24時間対応(土日祝日及び夜間は警察本部当直対応) 2 専門の相談員が電話による相談に対応します。 電話: 24時間対応 月～土曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く。) FLOWERの相談員が相談に対応します。 上記以外の時間帯は、国の夜間休日対応コールセンターの相談員が相談に対応します。	1 電話相談: #8103 (ハートさん) 0120-007-867 099-206-7867 2 電話相談: #8891 099-239-8787
差別的な言動を受けたり、インターネット上に悪質な書き込みをされたことについて相談したいとき	人権相談窓口(法務省)	人権に関する相談を受け付け、被害者から救済の申出があれば人権救済手続きを開始し、人権侵害の事実が認められた場合は事案に応じて適切な救済措置を講じます。 受付時間 みんなの人権110番: 平日 8:30～17:15 子どもの人権110番: 平日 8:30～17:15 外国語人権相談ダイヤル: 平日 9:00～17:00	みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911 インターネットによる人権相談窓口 https://www.jinken.go.jp/
悪質商法など、消費者トラブルについて相談したいとき	消費生活相談	専門の消費生活相談員が、電話により、適切なアドバイスや解決のためのあっせんなどを行います。 受付時間 県消費生活センター: 平日 9:00～17:00 土曜日10:00～16:00 (いずれも12:00～13:00を除く) 大島消費生活相談所: 平日 9:00～17:00 消費者ホットライン: お住まいの市町村によって窓口の受付時間等が異なります。	県消費生活センター ☎ 099-224-0999 大島消費生活相談所 ☎ 0997-52-0999 消費者ホットライン ☎ 局番なし188(いやや) (お住まいの市町村の消費生活相談窓口を案内します)